

地域の環境美化活動に参加してみませんか？ 「道路清掃ボランティア」を募集しています。

心無い人によって、町内の道路沿いに空き缶や紙くずなどのごみが数多く捨てられています。
自然豊かな「美郷町」を守るため、環境美化活動に参加して美しい町にしましょう。

なお、昨年同様、町内の各地区を同じ日に実施します。

期 日 ● 7月13日(日) ※活動時間は2時間程度です。

集合時間 ● 各地区ともに午前8時

服 装 ● 活動しやすい服装

そ の 他 ● 軍手とごみ袋は事務局で用意します。

雨天決行ですので雨具・長靴は各自でご準備ください。



「道路清掃ボランティア活動」は奉友会の全面協力により実施されます

集合場所及び 清掃コース

千畑地区

一丈木公園駐車場に集合
公園駐車場～ラベンダー園までの約2kmのコースを清掃

六郷地区

六郷温泉あったか山隣り 生産物直売所前駐車場に集合
直売所前駐車場～あらしな公園付近までの約2.5kmのコースを清掃

仙南地区

仙南カントリーパーク駐車場に集合
仙南カントリーパーク周辺を清掃



役場(千畑庁舎)住民生活課 環境安全班 ☎0187(84)4903

平成19年に所得が減って所得税が課されなくなった方へ ～申告により平成19年度の住民税が還付されます～

国(所得税)から地方(住民税)への税源移譲に伴い、平成19年中の所得が前年と比べて大きく下がり、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響のみを受ける方については、申告により既に納付済みの平成19年度分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を減額し、納付済みの場合は還付します。

なお、対象になると思われる方には通知および申告書を送付していますので、期間内に忘れずに申告をお願いします。(平成19年中に美郷町に転入された方については、19年1月1日現在、住所があった市区町村の税務課にお問い合わせください。)

申告期間 ● 平成20年7月1日(火)～31日(木)

対象となる方の例 ●

次のような方で、平成19年分の所得税が課されなかった場合に対象となります。

- ・ 出産や病気のため長期休職されていた方
- ・ 定年退職された方や依願退職された方
- ・ 自営業で業績が悪化したため大幅に所得が減った方

※所得税の住宅ローン控除などにより所得税が課税されなくなった方は対象となりません。

申告方法 ● 平成19年度の個人住民税が課税となっている市区町村に「申告書」を提出してください。

(他の市区町村へ転出された方は、申告先をお間違えのないようご注意ください。)



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2106)

平成20年度の美郷町国民健康保険税納税通知書をお届けします

◇税率は次のとおりです

医療保険分

- ・所得割額⇒所得〔課税総所得金額〕に応じて計算⇒5.3%
 - ・資産割額⇒資産〔固定資産税額〕に応じて計算 ⇒22.2%
 - ・均等割額⇒加入者数に応じて計算 ⇒17,600円
 - ・平等割額⇒1世帯いくらと計算 ⇒17,000円
- ※賦課限度額は、47万円です。

後期高齢者支援金分

- ・所得割額⇒所得〔課税総所得金額〕に応じて計算⇒1.9%
 - ・資産割額⇒資産〔固定資産税額〕に応じて計算 ⇒9.0%
 - ・均等割額⇒加入者数に応じて計算 ⇒6,000円
 - ・平等割額⇒1世帯いくらと計算 ⇒5,700円
- ※賦課限度額は、12万円です。

介護保険分

- ・所得割額⇒所得〔課税総所得金額〕に応じて計算⇒1.2%
 - ・資産割額⇒資産〔固定資産税額〕に応じて計算 ⇒8.0%
 - ・均等割額⇒加入者数に応じて計算 ⇒7,100円
 - ・平等割額⇒1世帯いくらと計算 ⇒4,200円
- ※賦課限度額は、9万円です。

国民健康保険税(国保税)は、国保加入者の医療費にあてられる貴重な財源です。その年に予測される医療費の総額から、病院などで支払う一部負担金や国などからの補助金を差し引いた分を税金として納めていただくものです。

これまでは、国保税の医療保険分から「老人保健拠出金」を負担していましたが、平成20年4月に「後期高齢者医療制度」が創設されたことに伴い、「後期高齢者支援金分」を創設して医療保険分と分けることで、後期高齢者の医療費についての国保の負担分が明確化されることになりました。

これにより、平成20年度からの国保税は『医療保険分』『後期高齢者支援金分』『介護保険分』の三本立てとなり、『所得割』『資産割』『均等割』『平等割』をもとに1世帯ごとに算定し、課税されます。

7月中旬に、国保加入者のいる世帯の世帯主に納税通知書をお届けします。皆様のご理解とご協力をお願いします。

◇年齢に応じて算定のしかたが違います

40歳未満の
人の場合

医療保険分 + **後期高齢者支援金分**

40歳以上65歳
未満の人の場合

医療保険分 + **後期高齢者支援金分** + **介護保険分**

65歳以上75歳
未満の人の場合

医療保険分 + **後期高齢者支援金分**

※介護保険料は国保税とは別に賦課され原則として年金からの天引きです。

特別な事情により納付が困難なときは、未納のままにしないで早めにご相談ください。

分割して納める方法や、場合によっては減免制度が適用になることもあります。



役場(千畑庁舎)税務課 課税班 ☎0187(84)4902(内線2107 2111)

7月31日(木)は「国民健康保険税1期」と「固定資産税2期」の納期限《口座振替日》です

町税などの納付には、口座振替がとても便利です。

【口座振替納付ができるもの】

- ①町税 ②簡易水道使用料 ③下水道使用料 ④農業集落排水施設使用料
⑤住宅使用料 ⑥保育園保育料 ⑦児童クラブ利用料 ⑧幼稚園授業料
⑨学校給食費 ⑩下水道受益者負担金

希望される方は下記の金融機関で申込みをお願いします。
(申込みの際は通帳と金融機関へ届出している印鑑が必要です)

【取扱い金融機関】

- 秋田銀行 ○北都銀行 ○秋田ふれあい信用金庫
○秋田おばこ農協 ○秋田ふるさと農協 ○ゆうちょ銀行



役場(千畑庁舎)税務課 納税班 ☎0187(84)4902(内線2109)

【口座振替のメリット】

- ★料金のお支払いに出向くわずらわしさがはぶけます。
- ★お忙しい方には最適！お支払いのうっかり忘れがなくなります。
- ★お支払いの用紙を紛失してしまう心配もなくなります。
- ★手数料もかかりません。